

令和8年1月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和8年1月9日 金曜日 午後3時03分から午後4時05分まで

2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール

3 出席委員 (28人)

会 長 15番 江原 宏昭

農業委員	1番	尾古 礼隆	9番	小谷 恵
	2番	佐伯 守	10番	岡田 浩司
	4番	石原 文義	11番	森田 博文
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 巖
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子
	8番	中川 勝彦		

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚
	5番	山崎 拓司	12番	上田 陽介
	6番	河村 富士夫	13番	椎木 知奈美
	7番	高虫 秀樹	14番	野口 浩義
	8番	戸野 悦宏	15番	山根 章司

4 欠席委員 (2名) (農委3番 前田 繁昌、推委4番 福永 博昭)

5 議事録署名委員の決定 (9番 小谷 恵、10番 岡田 浩司)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 大山町地域計画大山地区(変更案)に対する意見聴取について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第5号 令和8年度農作業標準労働賃金の協定について

議案第6号 所有者不明農地の公示について

議案第7号 共有者不明農用地等に係る公示について

7 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 電気事業者が行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用について

(3) 賃貸借の解約について

(4) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長 徳 永 貴

主 幹 坂 田 真 寛

主 幹 西 川 援

事務補助員 山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは、議長よろしくお願ひいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。
・島根県東部を震源とする地震について。

議長 それでは、欠席は農業委員3番委員さんと推進委員4番委員さんということで、現在の出席が28名ですので、本定例会が成立していることを報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議事録署名委員さんですけど、9番委員さんと10番委員さんにお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは続きまして、会務報告をお願ひしたいと思ひます。
質問があれば挙手をお願ひします。
それでは、事務局お願ひします。

事務局 【会務報告】
(12月9日) ・農政部会について。
・定例農業委員会について。
(12月16日) ・鳥取県常設審議委員会現地確認会について。
(12月17日) ・人・農地チーム会議について。
(12月22日) ・鳥取県常設審議委員会について。
(12月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
(1月5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。

議長 はい。ありがとうございます。
それでは、何か質問等がございましたら。
ないようですので、議案の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

番号1、〇〇、田1筆、3,024㎡。売買で、売買価格は全体で※円になります。

本申請は、以前から譲受人が耕作されていた農地で、取得について譲渡人と協議され、今回、取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

番号2、〇〇、畑2筆、計891㎡。こちらは贈与になります。

本申請は、農地を手放したい譲渡人が、農地の隣にお住いの譲受人のほうと協議され、今回、取得されることになったものです。既に本農地については、譲受人のほうで管理をされている農地になります。取得農地ではブロッコリー、ネギなどの野菜を作付けされる予定です。

番号3、〇〇〇、畑2筆、計535㎡。こちらでも贈与になります。

本申請は、農地を手放したい譲渡人が譲受人と協議され、1筆については非農地のかたちに近い再生困難と思われる農地の状態ではあったんですけども、再生されて、今回、取得されることになったものです。取得農地では片方はミカン、もう一つは野菜を作付けされる予定です。

番号4、〇〇、田1筆、1,335㎡。売買で、売買価格は1反あたり※円になります。

本申請は、先月許可になりました番号46のものと同じ入会の田んぼになりまして、平成21年から利用権設定で譲受人が耕作をされていた農地で、今回、取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

番号5、〇〇、田2筆、合計2,868㎡。売買で売買価格は1反あたり※円になります。

本申請は、平成13年と、もう一つはそれ以前から利用権設定で譲受人の世帯で耕作されていた農地になりまして、今回、取得されることになったものです。取得農地では野菜、花の育苗をされる予定で、利用権設定がされていたときからハウスが建っていたところというかたちになります。

2ページをご覧ください。

番号6、〇、田1筆、2,153㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、平成21年から利用権設定で譲受人が耕作をされていた農地で、今回、取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

番号7、〇〇、田1筆、3,006㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、農地を手放したい譲渡人が譲受人と協議され、今回、取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

番号8、〇〇、畑1筆、492㎡。こちらは贈与になります。

本申請は、譲渡人が所有する住宅の隣にある農地で、手放すことを希望されていた譲渡人が住宅を購入する譲受人と協議をされまして、今回、農地も一緒に取得されることになったものです。取得農地では野菜を作付けされる予定です。

番号9、〇〇、畑3筆、計18,713㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請のうち2筆については、平成27年から利用権設定で、譲受人であったり譲受人の世帯で経営する法人が耕作をされていた農地で、今回、隣接の1筆を加えて取得されることになったものです。取得農地では花木を作付けされる予定です。

なお、〇〇△△△△-△には農作業小屋のほうが既に建っておりまして、今回の3条申請にあわせて200㎡未満の転用届出のほうが提出されています。

こちらは、後程29ページの報告をご覧くださいというふうに思います。

最後です。番号10、〇〇、田2筆、226㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、手放すことを希望されていた譲渡人が、譲渡人の住宅を購入する譲受人と協議をされ、今回、農地も一緒に取得されることになったものです。

譲受人の住所、現在は□□というかたちになっておりますけれども、譲渡人が今住んでおられる住宅を購入されるということで、◇◇に転居をされる予定になります。取得農地では、さつまいもなどの野菜を作付けされる予定です。

なお、本申請地は入会地で、9筆の入会というかたちになっているところの一番奥の農地となっておりますけど、他の残りの筆の地権者さんのほうとは、農地の上を通過することなどについて、了解のほうをとられております。

10件いずれの申請も、農地法第3条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい。それでは、ここで現地確認報告をお願いします。

番号1番、4番、7番について農委4番委員さん。2番、3番、9番については推委9番委員さん。5番、6番、8番、10番を推委1番委員さんからお願いします。

では、はじめに農委4番委員さん、お願いします。

農委4番委員

はい。今朝ほど、職員と私たち委員3人が見て回りました。

1番に関しては、きれいに整備された田んぼでした。全く、これと言って文句のつけようがないほど、きれいにされておりましたのでご報告を申し上げます。

続きまして4番、ここもきれいに整備されて、全くこれと言って文句のつけようがないというような圃場でございました。

続きまして7番、〇〇。これも、きれいに整備されておりましたので、全く問題はないかなというところを感じて帰りましたので、ご報告を申し上げます。

以上、審議のほうよろしく願いいたします。

議長

続きまして推委9番委員さん、お願いします。

推委9番委員

9番です。

2番の〇〇の畑ですけど、こちらのほうは2筆になるんですけども、両方と

も草刈りがしてあり、一部家庭菜園としてネギなどが栽培されておりました。管理されているので全く問題ないかなと思います。

3番の2筆についてですが、上の△△△-△、こちらのほうは、少し前まではどうも荒れていたようですが、今現在は木を片付けられておまして、これから耕作するかたちで準備がしてありました。その下の△△△△のほうですが、こちらのほうは、きれいに耕耘してある状態で全く問題ないところでした。

次のページの9番、〇〇の3枚あるんですが、こちらのほうは右側、大きな道路側には既に花木が植わっており、その間のところは今現在、芝が栽培してありました。奥のほうは、山のほうで谷になっているんですけども、こちらのほうも少し前までは荒れていたようなんですが、今現在は木がきれいに刈ってありまして、一部しぶ木が残っておりますが、こちらのほうは耕作者の方が今後使われるということで、しぶ木だけが残してある状態で、きれいに管理されておりましたので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 推委1番委員さん、お願ひします。

推委1番委員 はい。1番です。

申請番号5番ですが、〇〇の田ですが、先ほど事務局から報告がありましたように、既にハウスが2筆に建っておりまして、△△△△が4棟、△△△のほうは3棟、それぞれ建っております。

こちらのほうは、既に野菜等、育苗も栽培してありました。

続きまして6番、〇の2、153㎡ですが、これも取得者の方が既に利用権設定をして耕作しておられますけれども、現況は収穫の後の水田の耕耘がしてありまして、問題ない状態でした。

それから8番の〇〇の畑ですが、これも先ほど事務局から説明がありましたように、住宅の隣にあります畑でして、植わっているのはネギ等の野菜、それから果実の一部といったように農地としての管理が行われておりました。

それから、最後の10番です。〇〇の△△△△と△△△△ですけれども、これにつきましては一つの圃場に入会の9筆の中の2筆ということでありまして、状況といたしましては、稲の刈り取りの後の耕耘が1枚田んぼに全てされておりましたので、状況としては水田ということでありました。

進入路につきましては説明がありましたけれども、残りの全員の方々が、地権者ですけれども、進入路も同意しているということからすると、この2筆については耕作ができなくはないなと思いますが、ただ、以前は、これは水田で利用権設定がない状態で水田で米を作っておられたということで、後にその取得者が水田になると、これはちょっと、さつまいもの作付けは難しいかなと。ただし、今後も田の入会の方々がどのようなかたちで作物を作られるかということが分かりませんので、今は、水田を耕作される状態ということしか申し上げられないです。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは審議に入りますが、議事参与となっている、申請番号7番を除いた番号について審議を行います。

質問のある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、許可することに決定をいたします。

議長

続きまして、議事参与の審議を行います。

農委10番委員さん、退室をお願いします。

(農委10番委員、議事参与の制限のため退室)

これから7番を審議いたします。

質問のある方は、挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、許可することに決定をいたします。

(農委10番委員、入室)

議長

それでは、続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。3ページのほうをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

今回は2件とも一般住宅でございまして、譲渡人・譲受人につきましては、表に記載のとおりとなっております。

まず番号1番ですが、こちらは9月の定例会におきまして、地域計画の意見照会を受け、11月には農振除外の意見照会を受けた案件になります。

位置図につきましては4ページをご覧ください。〇〇の集落に隣接する農地になります。

10ha以上の規模の一団の農地の中にありまして、第1種農地に相当する農地となります。

許可根拠としては「集落接続」となります。

申請者は〇〇市内のアパートで家族で3人で生活をされていますが、土地選定の条件としまして、子育てや将来の介護、また田畑の管理が必要となった場合など、お互いに助け合って暮らしていけるよう実家近隣の土地ということで検討されました。

最終的には、所有する農地が実家にも近く、集落にも隣接しており周辺農地

にも支障のないということで、本申請地を選定されました。

土地利用計画図につきましては、5ページをご覧ください。住宅と駐車スペース3台分という計画でして、分筆登記も完了しております。

6ページには、排水計画図を載せております。

屋根からの雨水は敷地内溜桝で、泥溜めをした後、農業用水路のほうへ放流します。

汚水については、建物から道路側へ延びている下側の線になりますけれども、公共用下水へ接続をします。

外構は真砂土仕上げのため、地下浸透させる計画となっております。

7ページには建物平面図、8ページには立面図を載せておりますのでご確認ください。

添付書類といたしましては、〇〇土地改良区の意見書、それから隣接耕作者同意、また農業用水路放流にあたって集落からの同意、融資証明書等事業実施に必要な資金を証明する書類がありまして、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性とか周辺農地への影響は、特に問題はないものと判断しております。

また、農振除外の手続き状況ですけれども、1月21日までが公告期間となっております。この後に町と県が本協議を行いまして、除外完了は1月下旬から2月上旬の見込みであると、農林水産課から聞いております。

県の農地転用審査が先に終了した場合は、農振除外完了のタイミングで転用許可書が発行されるという流れになります。

続きまして、番号2番について説明いたします。

位置図については、9ページをご覧ください。◎◎◎小学校の体育館の県道を挟んで向かい側にある農地になります。

前面に走る県道には上下水管が埋設されておりまして、申請地から概ね50m以内に2つ以上の公共施設、教育施設がある農地となりますので、農地区分としては第3種農地となります。

地域計画や土地改良区の受益地には入っておりません。

許可根拠としては「原則許可」というふうになります。

耕作状況としましては、10年以上前には譲渡人の母親が野菜を作っておられましたが、その後は草が生えないよう近所の方に耕してもらっている、保全管理程度ということで聞いております。

譲受人は現在◎◎で生活されてますけれども、子どもができた際には親を頼ることも多くなることから実家に近い土地を探していたところ、売却の話が進み、本申請に至りました。

土地利用計画図については、10ページをご覧ください。

住宅と自家用車2台分、それから来客用駐車スペース2台分という計画となっております。

雨水排水については、11ページをご覧ください。外構部分は真砂土で地下

浸透させる計画となっております。また、住宅屋根の雨水は浸透枥を設け、敷地内で処理をする計画でございます。

下水については、12ページも併せて見ていただければと思いますけれども、図のように接続をする計画となっております。

13ページに平面図、14ページに立面図を載せておりますのでご確認いただければと思います。

その他、添付書類としましては、事業実施可能な融資証明書、それから隣接耕作者同意があり、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないというふうに判断しております。

番号1、2についての説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、ここで現地の確認報告をお願いします。

番号1番については、推委9番委員さん。2番については農委4番委員さんからお願いします。

推委9番委員 9番です。こちらのほうも、午前中に回ってきました。

現在は、家庭菜園として管理されておまして、周りは住宅が建っております。周りには田んぼがありますが、近くには住宅が建っており集落もあるので、致し方ないかと思って見て帰りました。よろしくお願いします。

農委4番委員 続きます、4番です。

午前中に現地確認をいたしました。

現在、この場所は両隣は既に住宅が建っておりまして、ちょうど挟まれたようなところで、きれいになっておりまして何ら問題はないかと思われま。

審議をよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

はい。ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長 それでは、続きます議案第3号、大山町地域計画大山地区（変更案）に対する意見聴取について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。15ページのほうをご覧ください。

議案第3号、大山町地域計画大山地区（変更案）に対する意見聴取について。別紙のとおり、大山町長から照会がありましたので意見を求めます。

本件議案は農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会に意見聴取があったものであり、今年度3件目になります。

流れとしましては、地域計画内の農地を住宅へ転用する場合、地域計画変更と農振除外手続きを行ったうえで農地転用申請を行う必要があります。

また、農業委員会や関係機関への意見照会の前に「地域での協議」というものを必要としておりますが、大山町の運用では、特に必要と認められる場合を除きまして、町のホームページで一定の回答期間を設けて、意見募集を行うという簡易な開催方法で協議を実施するという運用をしております。

申請内容としましては、15ページの右側のほうをご覧ください。住宅の建築及び7台分の駐車場の整備を行いたいという計画になります。

申請者は町内事業所で勤務しておりまして、経営面のほうにも関わっておられます。

会議室や利用状況から施設内で事業経営に関する会議を行うことが難しい状況であるため、住宅建築を機に、人事やM&A、それから会計関係等といった経営陣での会議を行えるよう住宅内に会議室も設けたいということでございます。

また、申請者は現在町議会議員をしておりまして、様々な会議や来訪者の対応等もその会議室で行えるようにしたいということです。

それに伴いまして、現在所有している車3台と、来客用として4台分のスペースも必要とする計画となっております。

位置図については、17ページをご覧ください。

申請地は、◎◎インターから120mほど◎◎道路を海側へ下った場所になります。

航空写真には写っていませんが、令和6年2月にご審議いただいた「2階建ての貸家2棟」の転用案件がありましたが、そこに隣接する農地になります。

16ページのほうには地域計画の地図を載せていますが、左側に変更前、右側に変更後ということで載せております。凡例では「NO. 5その他（今後検討）」ということで、地域計画策定の話し合いの際、色がつかなかった農地になります。

また、農振にも入っておりますので、後に農振除外手続きが必要ですが、除外が完了した場合は◎◎インターから300m以内にある区域にある農地ということで第3種農地となります。

許可基準としては「原則許可」となる農地となります。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、ここで現地確認をされてますので、農委4番委員さんお願いいたします。

農委4番委員

はい。これも午前中に、現地確認をしました。

今日現在というか、去年までは田だった跡地になっておりまして、別に今後、除外地としても特に問題ないと見て帰りました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。

何か質問等がございましたら、挙手をお願いします。

それでは、意見がないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり照会がありましたので意見を求めます。(詳細；議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。

それでは、はじめに議事参与となっています34番から36番、56番から60番、77番から80番、164番から165番、166番から167番を除いた番号について、審議します。

何か質問のある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして、議事参与の審議を行います。

農委10番さん。

(農委10番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは、これから34番から36番、77番から80番、164番から165番を審議します。

質問のある方は、挙手をお願いします。

はい。ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(農委10番委員、入室)

議長 それでは、これから56番から60番の審議をします。

本日おられませんので、何か議事参与च्छゅうことじゃなくて、何か出してもらいたいと思いますので、何か質問等がございましたら。

ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

議長

すみません。

(農委13番委員、議事参与の制限のため退室)

続きまして、166番から167番を審議いたします。

質問のある方は挙手をお願いします。

はい。ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

(農委13番委員、入室)

議長

それでは続きまして、議案第5号、令和8年度農作業標準労働賃金の協定について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。それでは失礼します。

25ページ、議案第5号、令和8年度農作業標準労働賃金の協定について、でございます。別紙協定表(案)のとおり協定してよいか審議を求めます。

まず、協定案審議の経過でございますが、昨年11月10日と12月9日の2回にわたりまして、農政部会による審議を行っております。

25ページ右側の、令和8年度農作業標準労働賃金協定表(案)でございます。協定額、税込みとなっております、上段の括弧書きにつきましては、令和7年度の金額となっております。

補足をいたしますと、一般労務につきましては、令和8年度は、令和7年度と同額の1,050円。それ以外の協定額につきましては、農政部会で協議した結果、昨今の物価上昇に合わせ、昨年より3パーセントの増額をすることとなりました。

協議の概要についてですが、まず一般労務についてでございます。昨年10月4日より、鳥取県の最低賃金が957円から1,030円と、対前年比107.6パーセント上昇しております。

本町では、昨年度に今後の賃金上昇を見込んで1,050円としており、8年度については、7年度と同額の1,050円ということで委員さん方一致したところでございます。

また、機械等の作業額についてですが、5年度、6年度と据え置いておりましたが、7年度については、燃料や資材、肥料などの物価高騰から他の作業についても5パーセント程度の値上げをしたところでございます。

昨今も物価上昇は依然として続いており、2020年基準の消費者物価指数

の昨年10月と今年10月の同月比は、3.0パーセントの上昇という具合になっております。

8年度につきましては、引き続きの物価上昇、機械の購入代金、維持管理費も上昇していることから、協定額の増額もやむなしということで、結果、7年度の協定額に消費者物価指数の上昇率3.0パーセントを乗じまして、100円未満切り捨ての額としたところでございます。

7年度の額の協定額の大小によりまして、額が変わらない作業もでございます。

最後に、欄外米印の一番下、一般作業賃金についての読み替えの文を追加しておるところでございます。

承認いただきましたのち、公表については、3月の広報だいせんへの掲載およびホームページは4月1日を日途に掲載するよう予定しております。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは、何か質問のある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして、議案第6号、所有者不明農地の公示について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第6号、所有者不明農地の公示について。以下のとおり公示してよいか審議を求めます。

今回の議案で、議案第6号と議案第7号で同じような公示ということで議案上程のほうをさせていただいておりますので、改めてこれらの違いのほうを「別紙2」をお配りさせていただいておりますので、こちらをちょっと見ていただきまして簡単に説明をさせていただきたいというふうに思います。

議案第6号のほうは、上側の「相続人が一人も判明しないとき」ということで、農地法による手続きになります。そして、この後にご説明させていただきます議案第7号については、「相続人が一人でも判明しているとき」農地バンク法（農地中間管理事業の推進に関する法律）のほうで行うものになりまして、議案第7号で説明させていただくものについては、相続人が何人かいて、一人以上とは貸し借りの同意がもらえているものの、相続割合の2分の1を超えずに通常の貸し借りが成立しないものを補うというものの手続きになります。

それでは上側になりますけど、議案第6号の農地法による手続きのほうの説明をさせていただきますので、議案の26ページのほうをご覧ください。

公示する期間は、令和8年1月13日から令和8年3月12日までの2か月間になります。

公示する内容は、26ページ右側の公示案のほうをご覧ください。

ふうに思います。

農地の登記名義人は記載の□□さんで、令和元年の8月にお亡くなりになられています。

相続人ですけれども、子供さんと兄弟さんは相続放棄をされている。亡くなられた際に配偶者は離別により、配偶者はありませんで、父母については既にお亡くなりになられているということで、相続人が一人もいない状況になっております。対象農地は〇〇の田1筆、1,802㎡になります。

こちらの田ですけれども、農地パトロールのほうで令和4年から1号遊休農地ということで、その状態がずっと継続しているという状態になっておまして、隣接の田、二つ隣ですけれども、こちらを令和8年から農委10番委員さんが経営されます株式会社◇◇◇◇さんが、令和8年から耕作されるかたちになるんですけれども、その隣接のもので、こちらと一緒に耕作ができないかということで相続人がいない農地が借りれないかということで相談があって、今回出させていただいたものというかたちになります。

貸し借りの期間としては、隣接農地が令和8年2月1日から10年間で借りられることとなりますので、終わりはそれと合わせた令和18年1月31日までというかたちにしております。

農地法の手続きにおいては、無償での貸し借りというものが原則できませんので、今後、機構や県のほうと賃料については、周辺農地の状況等々から協議のほうを行いまして、そのあたりを含めた促進計画案については、ちょっと先になりますけど、6月の定例会にて提案をさせていただくような流れになります。

公示後についてですけれども、26ページ左側の下のところに書いてあるような流れになりまして、2か月の公示を経て、農業委員会から機構への通知、機構が県への裁定申請、その後、県の常設審議委員会での審議、県の裁定・公告を経て7月1日に耕作者への貸し付けが始まるというような予定になります。

説明については以上になりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございます。

農委10番委員さん、ちょっと退室をお願いします。

(農委10番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは、質問がある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり公示することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、公示することに決定をいたします。

(農委10番委員、入室)

議長

それでは議案第7号、共有者不明農用地等に係る公示について、事務局より

説明をお願いします。

事務局

はい。議案第7号、共有者不明農用地等に係る公示について。以下のとおり、公示をしてよいか審議を求めます。

議案の27ページをご覧ください。

こちらは「別紙2」の下側のものになりますけれども、相続人が一人でも判明しているときというかたちで、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の3の規定によりまして、2か月間の公示を行い、相続人等からの異議がなかった場合は、同意があったものと見なされるということで、そういう手続きになります。

公示の期間ですけれども、第6号議案と同じく令和8年1月13日から令和8年3月12日までの2か月間になります。

公示案については、28ページをご覧ください。

それぞれの案件について、公示案というかたちで作成をさせていただいております。

貸し借りの内容については、27ページに戻っていただきまして3番の促進計画案のほうをご覧くださいというふうに思います。

番号1、2ともに、相続人のうち一人と貸し借りについての合意がされておりますが、どちらも名義人はこの貸主の祖父の代ということで、2代上の代ということで、同意がもらえている割合についてはどちらも5分の1というかたちになっております。

こちらは、第6号議案のほうは無償での貸し借りが原則できないかたちになりますけれども、こちらのぶんについては無償での貸し借りも可能でありますので、どちらも無償での貸し借りというかたちになっております。

相続人等から異議がなかった場合は、町のほうで促進計画の認可・公告のほうを行いまして令和8年4月1日からの貸し借りとなりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは、質問がある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり公示することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、公示することに決定をいたします。

議長

続きまして、報告事項になりますけれども、29ページから30ページにつきましては、農地法の施行規則第29条第1号の届出についてです。

31ページから32ページについては、送電線の工事を行うので、そのための農地転用についてです。

33ページから35ページは、農地法第18条第6項の規定による通知書でございます。

後でご覧頂き、確認をお願いいたします。

議長 それでは続きまして、2月の定例農業委員会の日程につきましては、2月の10日、火曜日、午後3時から、直ったようですので、中山農村環境改善センターで行いたいと思います。

 現地確認当番は推委2番委員さん、推委7番委員さん、農委10番委員さんですので、よろしく申し上げます。

 事務局、何かありましたらよろしく申し上げます。

事務局

【その他】

- ・地域計画の担当地域の確認について。
- ・積立旅行について。

議長

 それでは、農業委員会のほうは閉会いたします。
本日はありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 小谷 恵

議事録署名委員 岡田 浩司

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。